

指導行政のポイント

再任用短時間勤務職員の導入

菱村 幸彦

年金年齢引き上げに伴う再雇用

本年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「定数標準法」)が改正され、第7次の教職員定数改善計画がスタートした。

今回の改正のポイントは、

少人数指導を行うための教職員の配置、
都道府県教委の判断による特例的な学級編制基準の設定、
教職員定数枠を活用した非常勤講師の配置、
再任用短時間勤務職員の定数内位置づけ、
などである。

いずれも重要であるが、は新しい制度であるので、ここでは、再任用短時間勤務職員について取り上げよう。

再任用短時間勤務職員とは、定年退職した後、任期を定めて再雇用される職員である。公務員の退職者再任制度は、平成11年に国家公務員法および地方公務員法の一部改正により新たに創設された。

年金制度の改正で平成25年までに年金の支給開始年齢が現行の60歳から65歳に引き上げられる。それに対応して、60歳台前半の公務員の生活を再雇用により支えようというわけだ。

再任用短時間勤務職員について、地方公務員法は「任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職...に採用することができる」(28条の5)と規定している。

非常勤講師との制度上の違い

再任用短時間勤務職員は、一見、これまでの非常勤講師と似ている。しかし、両者には次のように違いがある。

(1)身分 非常勤講師が特別職の公務員であるのに対して、再任用短時間勤務職員は一般職の公務員である。

(2)職の性格 非常勤講師が臨時的・補助的な職であるのに対して、再任用短時間勤務職員は恒常的な職であり、その基本的な考え方は、フルタイムの職をワークシェアすることにある。

(3)任用の対象 非常勤講師の任用には格別の制限がないのに対して、再任用短時間勤務職員の任用は定年退職者に限られる。

(4)勤務時間 非常勤講師は常時勤務に服さないのに対し、再任用短時間勤務職員の勤務時間については1週間につき16時間から32時間と定められている(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律5条)。

(5)給与 非常勤講師の場合は「報酬」であるのに対し、再任用短時間勤務職員の場合は「給与」である。

(6)服務 非常勤講師には原則的に公務員法の適用はないが、再任用短時間勤務職員には常勤職員と同じ公務員法の適用がある。

(7)定数上の扱い 非常勤講師は定数の枠外であるが、再任用短時間勤務制度の定数管理については、再任用短時間勤務職員の導入により軽減された業務量に見合う常勤職員の定員削減を行う。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育政策研究所名誉所員)

5月特大号 月刊**教職研修**好評発売中
特別付録「ミレニアムCD」添付

「21世紀への提言」「教育行政資料(中教審答申等)」「全国特色ある学校一覧」「教育関連URL一覧」「教育100年史」など学校経営に役立つ資料を多数収録。

本紙はホームページでも閲覧できます

5月の新刊案内

大好評発売中!

文部科学省が4月27日、正式に指導要録改訂について通知。

通知で示された「各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨」「特活の評価」「行動の記録」等、全文を収録!

教職研修増刊新指導要録全文と要点解説

B5判 300頁・定価2,350円

研修誌・図書の直接注文、研修会のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)